

# ヒアリを知ろう!

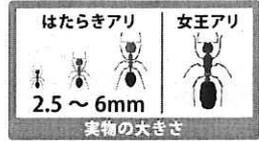
0570-046-110  
06-7634-7300  
(通話料は発信者負担)

日本にはまだすみついていないけど、**港**などで少しずつ見つかっています。

見つけたらさわらずに、**すぐに大人に知らせよう!**種類が分からないアリはむやみに殺さないでね

## ヒアリ 特定外来生物

原産地：南アメリカ



ここにトゲが無い

触角の先端2節がふくらんでいる

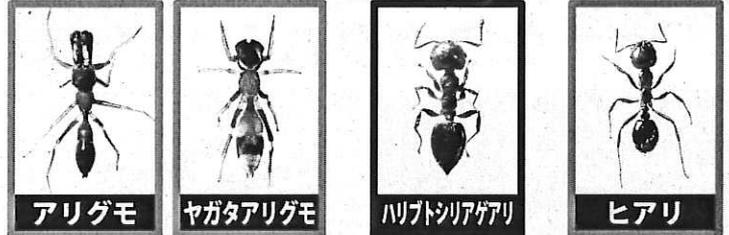
コブが二つ

腹部の色は暗め

毒針

体は赤茶色

まちがえやすい種類もいるよ。ちがいがわかるかな?



クモの仲間だから、脚が8本あるよ。

上からみると、お尻は細長いハート型だよ

ヒアリはコンテナ製品に入り込んで外国からやってきます。

ヒアリがすみついた国々

日本

原産地 南アメリカ



## 刺されるとどうなるの?

毒針で刺されるととっても痛いよ! 具合が悪くなることもあるので、もし刺されたら、すぐに大人に知らせよう。



大人の方へ

体質によっては重いアレルギー症状(アナフィラキシーショック)を起こすこともあり、命に危険が及ぶケースもあります。体調に異変を感じた場合はすぐに病院で受診してください。

## 家の中で気をつけること

荷物にくっついてきて、家の中でみつかることもあるんだよ。輸入品の箱をあけるときの、注意しよう。



## もし日本にすみついたら?



草地、芝生、公園、河川敷、畑などに巣をつくって、増えてしまいます。気がつかずに巣を踏んでしまうと、たくさんのヒアリに刺されてしまうよ。

だから、ピクニックやお花見、花火大会が楽しめなくなってしまうかもしれないんだ。

すみついてしまうと大きな塚のある巣をつくって、何万匹ものアリが集団で生活します。塚から周辺に地下トンネルがのびていて、何十メートルも先までつながっています。



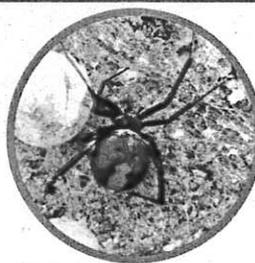
はねのある女王アリは、はなれた場所まで飛んでいきます。

## セアカゴケグモ

原産地：オーストラリア

排水溝のフタの裏や、ベンチの裏など、すきまのあるところを好みます。

強い毒をもっていて咬むこともあるので、絶対にさわらないでね。



## ツマアカスズメバチ

原産地：南アジア、東南アジア、中国南部

対馬・豊岐などで見つかります。高い木の上の方に大きな巣をつくる傾向があります。

日本のスズメバチと同じように毒があるので、巣には近づかないでね。



その他の危険な特定外来生物

# 外来生物ってなに？

もともと日本にすんでいたのではなくて、外国からやってきた生き物のことを外来生物といいます。外来生物のなかには、日本の生き物を食べてしまったり、すみかをうばったりして問題になっているものがあります。

## 外国産 カブトムシ クワガタムシ

マルバネクワガタ属は 特定外来生物

原産地：世界各地



アトラスオオカブト



マキシムスマルバネクワガタ



メタリフェルホンアカクワガタ

野外に出ると、日本のカブトムシやクワガタの餌やすみかをうばったり、交雑したり、昆虫の病気を広めたりします。

飼っているカブトやクワガタは、逃がさないように気をつけよう！

## クビアカツヤカミキリ

特定外来生物

原産地：中国、朝鮮半島、ベトナム北部など

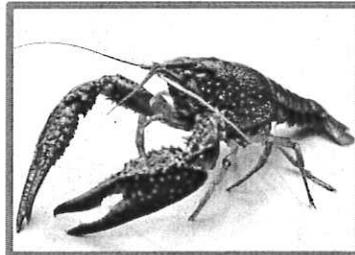


幼虫のときにサクラ、モモ、ウメなどの木を食い荒らし、枯らしてしまいます。お花見ができなくなったり、果樹園の果実が実らなくなったりします。成虫は2.5～4cm。

生きたまま持ち運ぶことは法律で禁止されているよ。見つけたら大人に知らせよう！

## アメリカザリガニ

原産地：北アメリカ南部

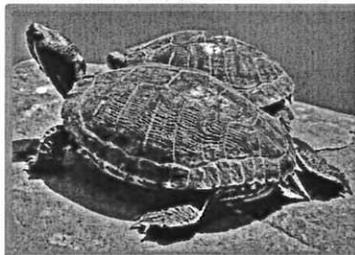


日本の水生昆虫や小魚を食べてしまったり、大きなハサミで水草を切って枯らしてしまいます。

飼っているザリガニは、池や川に放さないでね。

## アカミミガメ

原産地：北アメリカ南部～メキシコ



水草や小さな動物などを食べ、イシガメなど日本のカメの食べ物やすみかをうばってしまいます。子ガメはミドリガメと呼ばれています。

飼っているカメは、池や川に放さないでね。

## スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ)

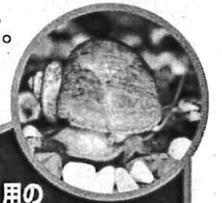
## ゴールデンアップルスネール

原産地：南アメリカ



スクミリンゴガイ

イネやレンコンなどの農作物や水辺の植物を食い荒らします。



かんしょう用のゴールデンアップルスネール

つかまえても、他の場所に持って行かないでね。飼っている貝は、池や川に放さないでね。

大人の 方へ

【特定外来生物】とは

生態系や人の健康、農林水産物に被害を与える生物を、法律で指定しています。指定された生物は、飼ったり、生きたまま運んだり、野外に逃がしたり、輸入・販売したりすることが禁止されています。

環境省

